

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 総則 (省略)	第 1 章 総則 (同左)
第 2 章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第 2 章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第 3 章 財産の評価 (省略)	第 3 章 財産の評価 (同左)
第 4 章 申告及び納付	第 4 章 申告及び納付
第27条((相続税の申告書))関係～第31条((修正申告の特則))関係 (省略)	第27条((相続税の申告書))関係～第31条((修正申告の特則))関係 (同左)
第32条((更正の請求の特則))	第32条((更正の請求の特則))
32－ 1 ～32－ 4 (省略)	32－ 1 ～32－ 4 (同左)
<u>32－ 5 法第32条第 1 項第 9 号に掲げる「事由が生じたこと」の意義</u>	(新設)
第34条((連帯納付の義務))関係 (省略)	第34条((連帯納付の義務))関係 (同左)
第 5 章 更正及び決定 (省略)	第 5 章 更正及び決定 (同左)
第 6 章 延納及び物納 (省略)	第 6 章 延納及び物納 (同左)
第 7 章 雑則 (省略)	第 7 章 雑則 (同左)

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 通則	第 1 節 通則
第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係	第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係
(納税義務の範囲)	(納税義務の範囲)
1 の 3 ・ 1 の 4 共—3 法第 1 条の 3 第 1 項各号又は第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の相続税又は	1 の 3 ・ 1 の 4 共—3 法第 1 条の 3 各号又は第 1 条の 4 各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納
は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。	税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。
(1) 無制限納税義務者（法第 1 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる個人	(1) 無制限納税義務者（法第 1 条の 3 第 1 号又は第 1 条の 4 第 1 号に掲げる個人（以下「居住無
（以下「居住無制限納税義務者」という。）又は第 1 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 1 条の 4 第 1	制限納税義務者」という。）又は第 1 条の 3 第 2 号又は第 1 条の 4 第 2 号に掲げる個人（以
項第 2 号に掲げる個人（以下「非居住無制限納税義務者」という。）をいう。以下同じ。） 相	下「非居住無制限納税義務者」という。）をいう。以下同じ。） 相続若しくは遺贈又は贈
続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず当該取得	与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず当該取得財産の全部に対して相
財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負う。	続税又は贈与税の納税義務を負う。
(2) 制限納税義務者（法第 1 条の 3 第 1 項第 3 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる個人をい	(2) 制限納税義務者（法第 1 条の 3 第 3 号又は第 1 条の 4 第 3 号に掲げる個人をいう。以下同
う。以下同じ。） 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち法施行地にあるも	じ。） 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち法施行地にあるものに対して
のに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負う。	だけ相続税又は贈与税の納税義務を負う。
(3) 特定納税義務者（法第 1 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる個人をいう。以下同じ。） 被相続人	(3) 特定納税義務者（法第 1 条の 3 第 4 号に掲げる個人をいう。以下同じ。） 被相続人が法第
が法第 21 条の 9 第 5 項に規定する特定贈与者（以下「特定贈与者」という。）であるときの	21 条の 9 第 5 項に規定する特定贈与者（以下「特定贈与者」という。）であるときの当該被
当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第 3 項の規定（以下「相続時精算課税」	相続人からの贈与により取得した財産で同条第 3 項の規定（以下「相続時精算課税」という。）
という。）の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。	の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。
(日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合)	(日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合)
1 の 3 ・ 1 の 4 共—7 法第 1 条の 3 第 1 項第 2 号イ又は第 1 条の 4 第 1 項第 2 号イに規定する	1 の 3 ・ 1 の 4 共—7 法第 1 条の 3 第 2 号イ又は第 1 条の 4 第 2 号イに規定する「日本国籍を有
「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのである	する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。
から留意する。	
〔退職手当金関係〕	〔退職手当金関係〕
(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)	(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)
3—26 法施行令第 1 条の 3 第 8 号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契	3—26 法施行令第 1 条の 3 第 5 号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契
約」とは、雇用主がその従業員（その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。）を受	約」とは、雇用主がその従業員（その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。）を受
益者又は保険金受取人として信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は生命	益者又は保険金受取人として信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は生命

改 正 後	改 正 前
保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。 （「これに類する契約」の意義） 3—27 法施行令第1条の3第9号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。 （契約に基づかない定期金に関する権利） 3—46 法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくものの以外のも の」には、3—29の定めに該当する退職年金の継続受取人が取得する当該年金の受給に關 する権利のほか、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115 号）の規定による遺族年金等があるのであるが、これらの法律による遺族年金等について は、それぞれそれらの法律に非課税規定が設けられているので、相続税は課税されないこ とに留意する。 （注）1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法 律（平成24年法律第63号）（以下「一元化法」という。）附則第37条第1項（改 正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するとされる場合に おける一元化法による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」 という。）第88条（遺族共済年金受給権者）の規定により支給される遺族共済年 金については、改正前国共済法第50条（公課の禁止）の規定により、相続税は課 税されないことに留意する。 2 一元化法附則第61条第1項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなお その効力を有するとされる場合における一元化法による改正前の地方公務員等共 済法（以下「改正前地共済法」という。）第99条（遺族共済年金の受給権者）の 規定により支給される遺族共済年金については、改正前地共済法第52条（公課の 禁止）の規定により、相続税は課税されないことに留意する。 3 一元化法附則第79条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効	保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。 （「これに類する契約」の意義） 3—27 法施行令第1条の3第6号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。 （契約に基づかない定期金に関する権利） 3—46 法第3条第1項第6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくものの以外のも の」には、3—29の定めに該当する退職年金の継続受取人が取得する当該年金の受給に關 する権利のほか、<u>国家公務員共済組合法の規定による遺族年金、地方公務員等共済組合法 の規定による遺族年金</u>、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法（昭和29年法 律第115号）の規定による遺族年金等があるのであるが、これらの法律による遺族年金等に ついては、それぞれそれらの法律に非課税規定が設けられているので、相続税は課税され ないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
<u>力を有するとされる場合における一元化法による改正前の私立学校教職員共済法（以下「改正前私学共済法」という。）第25条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する改正前国共済法第88条の規定により支給される遺族共済年金については、改正前私学共済法第5条（非課税）の規定により、相続税は課税されないことに留意する。</u> 第19条（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）関係 （相続税額から控除する贈与税額の計算） 19—7 . . . （注）算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、. . . Bは、. . . Cは、. . . ただし、その年分の贈与税について措置法第70条の2の5第3項の規定により贈与税額を算出した場合には、次の(1)又は(2)に掲げる財産の別に上記の算式により算出した金額を合計した金額とする。 (1) . . . 第2節 贈与税 第21条の2（贈与税の課税価格）関係 （納税義務の範囲） 21の2—1 法第1条の4第1項各号のいずれに該当するかは、贈与によって財産を取得した時ごとに定まるのであるから留意する。 （相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格） 21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定（措置法第70条の2の5の規定を含む。以下「暦年課税」という。）の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。	第19条（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）関係 （相続税額から控除する贈与税額の計算） 19—7 . . . （注）算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、. . . Bは、. . . Cは、. . . ただし、その年分の贈与税について措置法第70条の2の4第3項の規定により贈与税額を算出した場合には、次の(1)又は(2)に掲げる財産の別に上記の算式により算出した金額を合計した金額とする。 (1) . . . 第2節 贈与税 第21条の2（贈与税の課税価格）関係 （納税義務の範囲） 21の2—1 法第1条の4の各号のいずれに該当するかは、贈与によって財産を取得した時ごとに定まるのであるから留意する。 （相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格） 21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定（措置法第70条の2の4の規定を含む。以下「暦年課税」という。）の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(1) 暦年課税 . . . (贈与税の課税価格の端数処理) 21の2—5 . . . (注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項及び措置法第70条の2の4第1項の規定による控除後の額であることに留意する。 第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係 (税額控除の適用区分) 21の8—2 法第21条の8の規定は、暦年課税(措置法70条の2の5第3項の場合には、同項各号に掲げる金額の別)又は相続時精算課税(相続時精算課税に係る特定贈与者が2以上ある場合には、当該特定贈与者の別)の別にそれぞれ適用するものとする。 第3節 相続時精算課税 第21条の9((相続時精算課税の選択))関係 (年の中途において贈与者の推定相続人になった場合) 21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。 第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係 (相続税の課税価格への加算の対象となる財産) 21の15—1 法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産(相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る(当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人と	(1) 暦年課税 . . . (贈与税の課税価格の端数処理) 21の2—5 . . . (注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項及び措置法第70条の2の2第1項の規定による控除後の額であることに留意する。 第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係 (税額控除の適用区分) 21の8—2 法第21条の8の規定は、暦年課税(措置法70条の2の4第3項の場合には、同項各号に掲げる金額の別)又は相続時精算課税(相続時精算課税に係る特定贈与者が2以上ある場合には、当該特定贈与者の別)の別にそれぞれ適用するものとする。 第3節 相続時精算課税 第21条の9((相続時精算課税の選択))関係 (年の中途において贈与者の推定相続人になった場合) 21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の3を含む。)の規定の適用があることに留意する。 第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係 (相続税の課税価格への加算の対象となる財産) 21の15—1 法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産(相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る(当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人と

改 正 後	改 正 前
った時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。))のうち、法第21条の3、第21条の4、措置法第70条の2第1項、第70条の2の2第1項、<u>第70条の2の3第1項</u>及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第38条の2第1項の規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入される<u>全ての</u>ものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないことに留意する。 第32条((更正の請求の特則))関係 <u>(法第32条第1項第9号に掲げる「事由が生じたこと」の意義)</u> <u>32—5 法第32条第1項第9号に掲げる「事由が生じたこと」とは次に掲げる規定による納税の猶予に係る期限の確定をいい、納付の有無は問わないことに留意する。</u> <u>(1) 所得税法第137条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて同条第1項を適用する場合を含む。）、第5項、第8項又は第9項の規定による納税の猶予に係る期限の確定</u> <u>(2) 所得税法第137条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて同条第1項を適用する場合を含む。)、第2項(同条第3項の規定により読み替えて同条第2項を適用する場合を含む。)、第6項、第9項（同条第10項において準用する場合を含む。）又は第11項の規定による納税の猶予に係る期限の確定</u> <u>(注) 昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）</u> <u>137の2—4（(納税猶予の任意のとりやめ)）(137の3—1により準用する場合を含む。)</u> <u>により、所得税法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、納税猶予の期限より前に、所轄税務署長に対し同項の規定による納税猶予の適用を取りやめる旨の書面による申出があり、かつ、その納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部の納付があった場合にも、当該納税猶予の期限が確定し、更正の請求ができることに留意する。</u>	った時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。))のうち、法第21条の3、第21条の4、措置法第70条の2第1項、第70条の2の2第1項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第38条の2第1項の規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入される<u>すべての</u>ものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないことに留意する。 第32条((更正の請求の特則))関係 (新設)